

密集事業（住宅市街地総合整備事業）について

密集事業では平成26年度より十条駅西地区において、道路の拡幅（地区幹線道路（幅員11m）主要生活道路1号線（幅員6m）主要生活道路2号線（幅員6m））や防災ひろばの整備等を行っています。



地区幹線道路

（令和6年2月頃）



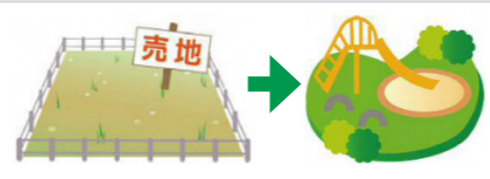
主要生活道路1号線



主要生活道路2号線

まちづくり用地を探しています。（北区が土地を買います）

防災ひろば用地及び代替地を確保するための「まちづくり用地」を探しています。
土地の売却をお考えの方は、ぜひ北区へご相談ください。
なお、買取りについては、「再建可能な土地」等の一定の要件がございますので、ご了承ください。



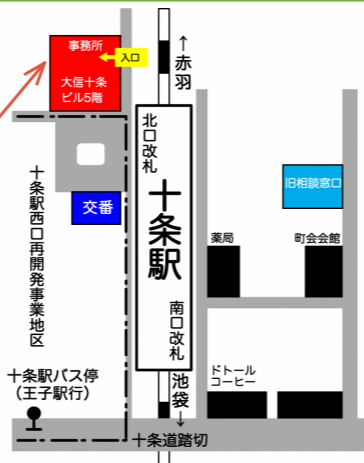
【問い合わせ先】 防災まちづくり担当部 防災まちづくり担当課 電話：03-3908-9162

都区共同相談窓口の移転のご案内

駅西ブロック内における防災まちづくり事業に関する相談窓口が移転しました。
詳しくはお問い合わせください。

所在地：〒114-0034 北区上十条2-31-1 大信十条ビル5階
（公財）東京都都市づくり公社第二まちづくり事務所内
JR埼京線「十条駅」北口より徒歩1分

電話等：0120-900-244（無料電話） 03-5948-5983（FAX）
sodan73jujo@toshizukuri.tokyo



第42回駅西ブロック部会のご報告

令和5年10月11日にブロック部会を開催し、以下の内容に関するご報告と質疑応答を行いました。

【報告】

- 十条地区の防災マップ事情
- 密集事業（住宅市街地総合整備事業）の進捗状況等
- 十条駅付近連続立体交差事業及び鉄道付属街路事業の進捗状況等



【開催日時】
令和5年10月11日（水）
18:30～20:10
【開催場所】
上十条ふれあい館 第一ホール

当日のご質問と回答については、
第42回駅西ブロック部会 議事要旨
で検索ください。



◀こちらのQRコードからも
ご覧になれます。

問い合わせ先

事務局：北区 防災まちづくり担当部 防災まちづくり担当課
北区王子本町1-15-22 電話：3908-9162（直通）
刊行物登録番号 5-3-051

駅西ブロック（上十条二丁目・十条仲原一・二丁目地区）

No. 15

令和6年（2024年）3月

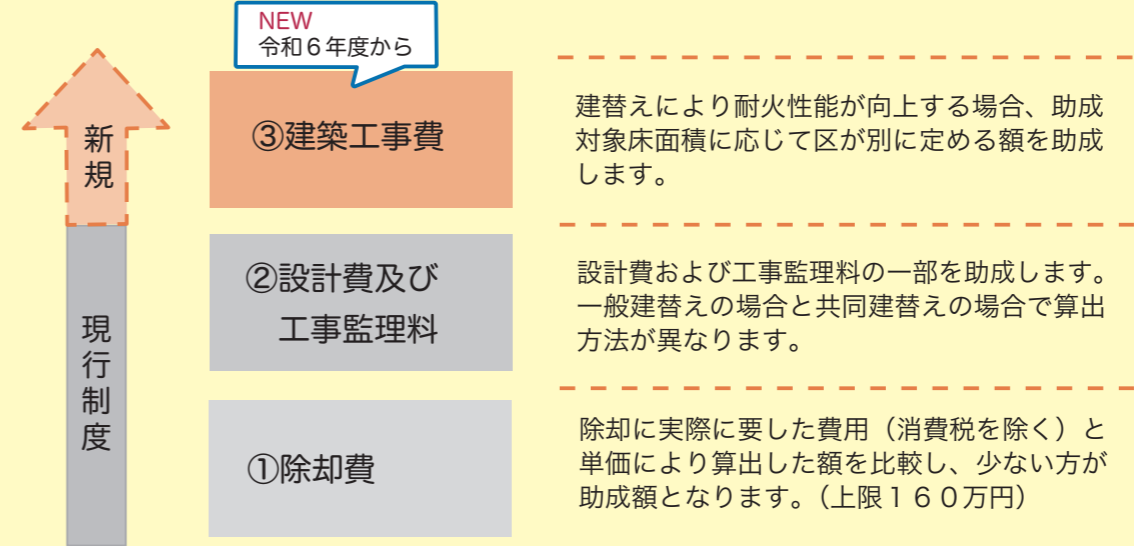
発行

まちづくりニュース

発行／北区 防災まちづくり担当部 防災まちづくり担当課

不燃化特区内における支援事業 新たな助成制度のご紹介

不燃化特区（上十条二丁目、十条仲原一・二丁目）において木造住宅密集地域の改善を図るため助成を行っています。令和6年度より制度が一部拡大するため、ご案内します。詳しくはホームページ参照もしくは、お問い合わせください。



HPはこちら▼

不燃化特区内における支援事業



駅西ブロックにおける防災まちづくりの助成制度のご案内



都市防災不燃化促進事業※

耐火建築物を建てる方が対象です。
助成期間：[補助73号線沿道30m] 令和7年度まで
[補助85号線沿道30m] 令和12年度まで

不燃化特区内における支援事業※

除却費や設計・工事監理料、建築工事費等の一部を助成します。
助成期間：令和7年度まで

地区防災不燃化促進事業※

建替えにより耐火性能が向上する建築物を建てる方が対象です。
助成期間：令和7年度まで

※いずれも助成要件があります。

凡例	不燃化特区区域	店舗建替え支援区域
●●●●●	壁面後退区域	不燃化促進区域
—	防災生活道路	

都市防災不燃化促進事業



地区防災不燃化促進事業



▲詳しくはHPをご覧ください。

【問い合わせ先】 防災まちづくり担当部 防災まちづくり担当課 電話：03-3908-9162

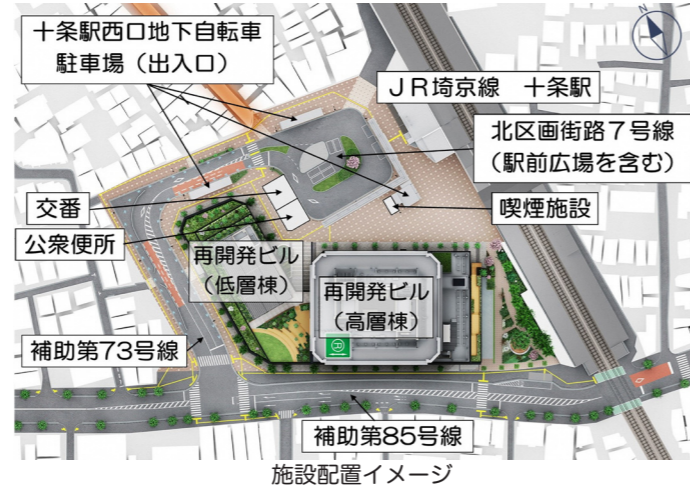
十条駅西口地区第一種市街地再開発事業の進捗状況について

令和6年1月末時点において、施設建築物（再開発ビル）の高層棟部分及び低層棟部分では、地上躯体工事及び内外装工事等を行っております。また、公共施設は、駅前広場の地下自転車駐車場の躯体工事等を行っております。



施設建築物の概要

建物高さ：約147m
階数：地上39階
地下2階
住戸数：578戸



駅前広場イメージ

工事進捗写真（令和6年1月末時点）

〈今後の予定〉

- 令和6年度 駅前広場・公共便所・交番等の整備継続
施設建築物竣工（秋）
公益施設ジェイトエル開設（12月）
- 令和7年度 公共施設工事竣工
- 令和8年度 再開発組合解散手続き

HPはこちら▼



【問い合わせ先】 まちづくり部 まちづくり推進課 電話：03-3908-9154
（令和6年4月からは、拠点まちづくり担当課にお問い合わせください。）

新たなにぎわいを創出する施設（ジェイトエル）の概要

区では再開発ビルの低層棟3・4階部分に十条らしさをキーワードに多世代の交流を促し、駅前の新たなにぎわいを創出する施設（ジェイトエル）を整備します。

【新たなにぎわいを創出する施設（ジェイトエル）の概要】

- <3階>
 - ◆「ラウンジ」の整備
図書を約1万冊配架し、閲覧しながらの飲食が可能
 - ◆「クリエイティブルーム」の整備
3Dプリンターなどの各種工作機器を配置し、これを用いた創作活動が可能
- <4階>
 - ◆「ホール」の整備（定員約160名）
 - ◆「多目的ルーム」及び「音楽・動画編集室」の整備

※施設の利用料金及び利用予約受付開始時期等の詳細は、決まり次第、北区ニュース等でお知らせいたします。



3階イメージ①



3階イメージ②



4階イメージ

【問い合わせ先】 地域振興部 大規模区民施設整備担当課 電話：03-5390-1116

十条駅付近連続立体交差事業及び鉄道附属街路事業の進捗状況等

事業案内図

鉄道附属街路事業用地の取得率は、約16%（令和5年12月末現在）です。

令和5年5月に国より取得した都営上十条アパート5号棟跡地を、鉄道附属街路事業用地、幹線区道拡幅用地、広場用地、代替地として整備を行います。



事業PR看板の設置

十条駅付近連続立体交差事業及び鉄道附属街路事業等の取り組みを広く周知するため、事業用地を活用し、看板を設置します。



事業PR看板掲示内容イメージ

上一防災広場の整備

道路用地、代替地以外の残地（広場用地）は、密集事業の防災広場「上一防災広場」（24時間開放）として暫定整備を行います。

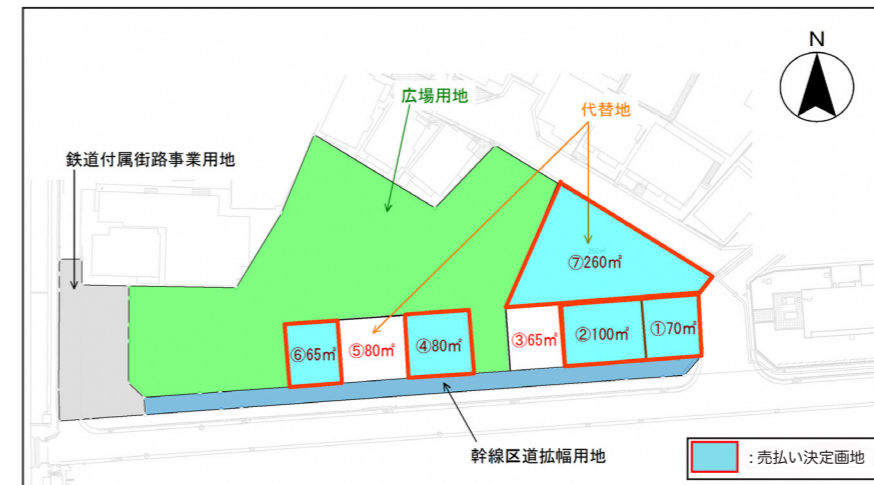
将来的に防災広場は、連立事業の施工ヤード等として活用し、連立事業完了後に公園等として本整備します。



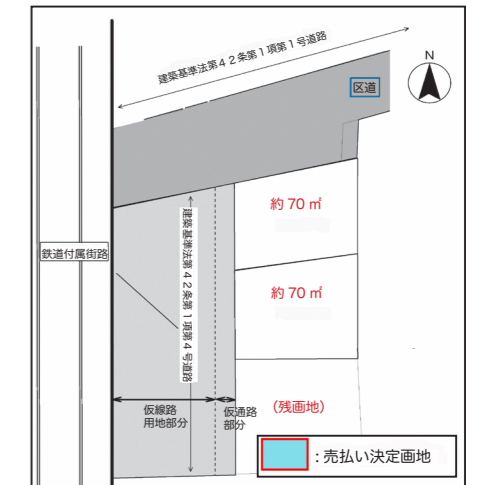
上一防災広場 完成イメージ

代替地（対象地1・2）の売払い

代替地の売払いに向けて、令和5年6月に代替地購入者募集事前案内を行った後、購入者募集・審査等を経て、同年12月に一部の画地を除き購入者が決定しました。今後、未売却画地の再募集を令和6年5月より行う予定です。



（対象地1）売払い状況



（対象地2）売払い状況

【問い合わせ先】 ●十条駅付近連続立体交差事業に関する事 土木部 土木政策課 企画調整係 電話：03-3908-9238
●鉄道附属街路整備事業に関する事
・道路の計画と整備に関する事 土木部 土木政策課 事業計画係 電話：03-3908-9252
・用地の取得と補償に関する事 土木部 事業用地担当課 電話：03-3908-9254